

# 青森県報

第三千四百二十三号

平成二十三年  
八月八日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出.....	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(同)	一
右 同.....	(同)	一
右 同.....	(同)	二
右 同.....	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同)	三
障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉課)	三
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経営支援課)	四
採石業務管理者試験の施行.....	(河川砂防課)	五
都市計画公聴会の開催.....	(都市計画課)	五

## 告

## 示

青森県告示第六百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分		居宅介護事業所 所在地	変更 年月日
		名称	主たる事務所の所在地		
日本健康 開発株式 会社	弘前市大字 八幡町三丁 目一の二	名称	居宅介護 事業の種 類	弘前市大字 宮川三丁目 一七の六	平成 三・三・一
福祉用具 貸与	川ひなた宮	所在地	居宅介護 事業の種 類	弘前市大字 本町六九	平成 三・三・一

青森県告示第六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	施設の種 類	廃止 年月日
梅村病院	弘前市大字石渡二丁目一の六	介護療養型医療施設	平成 三・三・三

青森県告示第六百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月八日

居宅介護事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
居宅介護事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
居宅介護事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
居宅介護事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月八日

介護予防事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
介護予防事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
介護予防事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
介護予防事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防施設	名称	社会福祉法人みみやぎ会	住所	八戸市大字河原一丁目八	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
介護予防施設	名称	社会福祉法人みみやぎ会	住所	八戸市大字河原一丁目八	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
介護予防施設	名称	社会福祉法人みみやぎ会	住所	八戸市大字河原一丁目八	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
介護予防施設	名称	社会福祉法人みみやぎ会	住所	八戸市大字河原一丁目八	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三

青森県告示第六百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月八日

居宅介護支援事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
居宅介護支援事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
居宅介護支援事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三
居宅介護支援事業者	名称	医療法人芳真会	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成三・五・三

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月八日

指定居宅サービス事業者	名称	氏名又は名称	住所	八戸市大字河原一丁目八	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	指定年月日	平成三・五・三
指定居宅サービス事業者	名称	氏名又は名称	住所	八戸市大字河原一丁目八	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	指定年月日	平成三・五・三
指定居宅サービス事業者	名称	氏名又は名称	住所	八戸市大字河原一丁目八	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	指定年月日	平成三・五・三
指定居宅サービス事業者	名称	氏名又は名称	住所	八戸市大字河原一丁目八	名称	梅村病院	住所	弘前市大字石渡一丁目一の六	指定年月日	平成三・五・三

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社福寿	株式会社フユライトフューチャー	株式会社糠
黒石市大字牡丹の二三	青森市千刈二丁目三の三七	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一
訪問介護	訪問介護	訪問介護
訪問介護事業所きらら	ヘルパーストーション	ライフサポートセンター
黒石市大字牡丹の二三	青森市篠田一丁目八の七	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一
"	"	"

青森県告示第六百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス	名称又は氏名	社会福祉法人みやぎ会	株式会社福寿	株式会社フユライトフューチャー	株式会社糠
介護予防サービスの種類	主たる事務所の所在地又は住所	八戸市大字河原一丁目八の八	黒石市大字牡丹の二三	青森市千刈二丁目三の三七	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一
介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
介護予防サービス事業所	名称	介護施設とわだ健	訪問介護事業所きらら	ヘルパーストーション	ライフサポートセンター
所在地	所在地	十和田市大字洞六〇の内	黒石市大字牡丹の二三	青森市篠田一丁目八の七	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一
指定年月日		平成二三年八月一日	"	"	"

青森県告示第六百六十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス	名称	株式会社EO	株式会社EO	株式会社EO	株式会社EO	株式会社糠	株式会社糠	特定非営利活動法人いきの会
障害福祉サービスの種類	主たる事務所の所在地	五所川原市大字三の三五	五所川原市大字三の三五	五所川原市大字三の三五	五所川原市大字三の三五	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一	八戸市吹上二丁目一〇の九
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスの種類	重度訪問介護	重度訪問介護	共同生活介護	共同生活介護	居宅介護	重度訪問介護	就労継続支援A型
障害福祉サービスを行う所	名称	訪問介護あつき	訪問介護あつき	ケアホームひなた	ケアホームひなた	ライフサポートセンター	ライフサポートセンター	宝の社
所在地	所在地	五所川原市大字三の三五	五所川原市大字三の三五	五所川原市大字二の二	五所川原市大字二の二	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一	八戸市西白台二丁目一四の一
指定年月日		平成二三年八月一日	"	"	"	"	"	"

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドリームサンワドー八食店  
八戸市大字長苗代字狐田五の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社八食サービスエイト  
八戸市大字河原木字神才二の二  
代表取締役 島守雅義
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社サンワドー 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 （ただし年間十日間は開店時刻午前六時）	平成 三〇・七・二六
		株式会社サトーメガネ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 （ただし年間十日間は開店時刻午前六時） サンクス青森株式会社 二十四時間	

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時四十五分から午後九時十五分まで（ただし年間十日間は午後九時十五分まで）	駐車場（二十四時間） 午前八時四十五分から午後九時十五分まで（ただし年間十日間は午後九時十五分まで）
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後九時まで	株式会社サンワドー 午前六時から午後九時まで 株式会社サトーメガネ 午前六時から午後九時まで サンクス青森株式会社 二十四時間

四 届出年月日

平成二十三年七月十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十三年八月八日から同年十二月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年十二月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

採石業務管理者試験の施行

平成二十三年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成二十三年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成二十三年十月十四日（金）午前十時から正午まで
- 2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室 「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

平成二十三年八月二十九日（月）から同年九月十六日（金）まで（郵送の場合は、同年九月十六日付けの消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書用の紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。

（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八千円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により八戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十三年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

- （八戸市） 平成二十三年八月三十日 午後七時から
- （おいらせ町） 平成二十三年八月三十日 午後三時から

二 開催の場所

- （八戸市） 八戸市庁 別館二階会議室C
- （おいらせ町） 八戸市内丸一丁目の一

（おいらせ町） おいらせ町役場 本庁舎二階二〇一会議室

上北郡おいらせ町中下田一三五の二

三 案件

八戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更

案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、申し出ることができる者は、八戸市及びおいらせ町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十三年八月二十二日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

八戸市都市整備部都市政策課 八戸市内丸一丁目の一

おいらせ町地域整備課 上北郡おいらせ町中下田一三五の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

八戸都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・1・1号八戸駅西中央通り線ほか22路線を次のように変更する。

都市計画道路に3・2・3号沼館河原木線を次のように追加する。

都市計画道路中3・4・16号市川間木線、3・4・24号橋向線、3・5・4号新荒町笹子線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員		地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・1・1	八戸駅西中央通り線	八戸市大字尻内町字内矢沢	八戸市大字尻内町字内矢沢	-	約 180 m	地表式	4車線	40m	幹線街路と平面交差2箇所		
	3・2・1	工業港線	八戸市城下四丁目	八戸市沼館一丁目	-	約 600 m	地表式	4車線	30m	幹線街路と平面交差2箇所		
	3・2・2	張田直田線	八戸市大字尻内町字張田	八戸市大字尻内町字直田	-	約 790 m	地表式	4車線	30m	幹線街路と平面交差4箇所		
	3・2・3	沼館河原木線	八戸市沼館二丁目	八戸市大字河原木字二階堀	下長四丁目	約 3,220 m		4車線	30m			
	車線数の内訳		4車線				約 2,240 m					
			2車線				約 980 m					
	構造形式の内訳		八戸市沼館二丁目	八戸市石堂一丁目			約 890 m	嵩上式		22～34m		
							約 2,330 m	地表式		16～30m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・3・2	本八戸駅通り線	八戸市城下一丁目	八戸市城下一丁目	-	約 220 m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差2箇所		
	3・3・3	湊東墓地公園線	八戸市大字湊町字中道	八戸市湊高台七丁目	大字湊町字新井田道	約 2,890 m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差5箇所		
	車線数の内訳		4車線				約 2,090 m					
			2車線				約 800 m					
	3・3・4	売市長苗代線	八戸市売市三丁目	八戸市大字河原木字千刈田	-	約 2,630 m	地表式	4車線	22m	JR八戸線及び八戸臨海鉄道と平面交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所		
	3・3・5	尻内百石線	八戸市一番町一丁目	おいらせ町松原一丁目	八戸市大字長苗代字内舟渡	約 14,940 m	地表式	4車線	22m	JR八戸線及び八戸臨海鉄道、幹線街路3・3・1号、幹線街路3・3・2号、幹線街路3・3・7号、幹線街路3・3・8号と立体交差各1箇所 幹線街路と平面交差10箇所		
			なお、八戸市一番町一丁目地内に約6,500㎡の交通広場を設ける。									
	3・3・6	長苗代八太郎線	八戸市大字長苗代字観音堂	八戸市下長八丁目	-	約 2,770 m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差6箇所		
	3・3・7	白銀八太郎臨港線	八戸市築港街一丁目	八戸市大字河原木字下谷地	大字河原木字浜名谷地	約 6,290 m		4車線	22m			
構造形式の内訳		八戸市新湊三丁目	八戸市豊洲			約 1,390 m	嵩上式		21～36m			
		八戸市豊洲	八戸市大字河原木字海岸			約 530 m	嵩上式		22.5m			
		八戸市大字河原木字浜名谷地	八戸市大字河原木字蓮沼			約 390 m	嵩上式		20～56m			
						約 3,980 m	地表式		20～66m	幹線街路と平面交差2箇所		

3・3・8	白銀市川環状線	八戸市築港街第一ふ頭	八戸市大字市川町字南大谷地	大字中居林字中居林	約 21,030 m		4車線	22m		
構造形式の内訳		八戸市大字長苗代字上碓田	八戸市大字長苗代字天狗柳		約 380 m	嵩上式		27～43m		
		八戸市大字市川町字尻引堤沢	八戸市大字市川町字尻引前山		約 550 m	嵩上式		22～46m		
					約 20,100 m	地表式		22～46m	JR八戸線と立体交差1箇所 幹線街路3・3・1号、幹線街路3・3・5号と立体交差 各1箇所 幹線街路と平面交差20箇所	
3・3・9	木内内川口線	おいらせ町中平下長根山	おいらせ町新田	おいらせ町秋堂	約 6,130 m	地表式	4車線	24m	青い森鉄道、自動車専用道路1・3・1号と立体交差 各1箇所 自動車専用道路1・3・1号と平面交差 1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	
車線数の内訳		4車線			約 3,630 m					
		2車線			約 2,500 m					
3・4・6	湊大館線	八戸市大字湊町字本町	八戸市大字新井田字横町	大字湊町字柳町	約 3,300 m	地表式	4車線	20m	JR八戸線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	
車線数の内訳		4車線			約 2,250 m					
		2車線			約 1,050 m					
3・4・8	白銀沼館環状線	八戸市大字白銀町字三島上	八戸市沼館四丁目	青葉一丁目	約 16,340 m		4車線	20m		
車線数の内訳		6車線			約 1,010 m					
		4車線			約 13,810 m					
		2車線			約 1,520 m					
構造形式の内訳		八戸市大字長苗代字中坪	八戸市大字長苗代字二分谷地		約 570 m	嵩上式		29m		
					約 15,770 m	地表式		18～30m	幹線街路3・3・1号と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差18箇所	
3・4・9	城下中居林線	八戸市城下三丁目	八戸市大字中居林字縮ノ端	大字堤町	約 3,980 m	地表式	2車線	16m	JR八戸線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差11箇所	
3・4・10	新井田鮫線	八戸市湊高台二丁目	八戸市大字鮫町字小長根	-	約 3,410 m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差5箇所	
3・4・11	八戸大通り線	八戸市根城八丁目	八戸市新湊一丁目	大字三日町	約 6,630 m	地表式	2車線	18m	JR八戸線、幹線街路3・3・1号、幹線街路3・3・7号と立体交差各1箇所 幹線街路と平面交差10箇所	
3・4・12	市川苗振谷地線	八戸市大字市川町字新堀	おいらせ町苗振谷地	多賀台一丁目	約 3,520 m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

幹線街路



幹線街路	3・4・14	白銀鮫線	八戸市大字白銀町字大久保道	八戸市大字鮫町字下盲久保	大字鮫町字忍町	約 2,600 m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差 3箇所
	車線数の内訳		4車線			約 1,410 m				
			2車線			約 1,190 m				
	3・4・20	売市烏沢線	八戸市大字売市字右水門下	八戸市大字上野字上野	八戸市沼館一丁目	約 18,350 m	地表式	2車線	18m	JR八戸線と立体交差 2箇所 幹線街路3・3・1号、 自動車専用道路1・3・ 1号と立体交差 各 1箇所 幹線街路と平面交差 28箇所
	車線数の内訳		4車線			約 5,380 m				
			2車線			約 12,970 m				
	3・4・26	八戸駅南北線	八戸市大字尻内町字直田	八戸市大字上野字上野	八戸市大字櫛引字一日市	約 5,670 m		2車線	20m	
	構造形式の内訳		八戸市大字櫛引字天神堂	八戸市大字櫛引字中瀬川原		約 590 m	嵩上式		20m	
						約 5,080 m	地表式		20m	自動車専用道路1・3・ 1号と立体交差 1箇 所 幹線街路と平面交差 6箇所
	3・5・1	沼館三日町線	八戸市沼館一丁目	八戸市大字三日町	八戸市城下一丁目	約 1,850 m	地表式	2車線	15m	JR八戸線と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 6箇所
3・5・5	尻内田面木線	八戸市一番町二丁目	八戸市大字田面木字上田面木	八戸市大字田面木字船場道下	約 1,570 m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 3箇所	
3・5・12	売市下長線	八戸市売市二丁目	八戸市売市四丁目	八戸市売市一丁目	約 1,100 m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

八戸市都市整備部都市政策課

おいらせ町地域整備課

2 閲覧期間

平成二十三年八月九日から同月二十二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭